

京都市次期クリーンセンター整備事業に係る  
計画段階環境配慮及び環境影響評価業務委託  
募集要項

<募集期間>

令和8年5月29日（金） ～ 6月19日（金）

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

京都市次期クリーンセンター整備事業に係る計画段階環境配慮及び環境影響評価業務委託

### (2) 業務の内容

別添委託仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和12年7月31日（水）まで

## 2 参加資格要件

本業務の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 応募日において、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。

(2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表の「廃棄物部門」及び「建設環境部門」の登録を受けていること。

(5) 配置技術者がその得べき要件は下記のとおりとする。

ア 本業務全般について技術的な管理及び指導を行う管理技術者、成果物について技術上の照査を行う照査技術者及び少なくとも1名の担当技術者は、環境影響評価に係る十分な経験を持つものとし、技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士で、以下のいずれかにより技術士登録を受けている者であること。

(ア) 技術部門を「建設部門」とし、選択科目が「建設環境」

(イ) 技術部門を「環境部門」とし、選択科目が「環境影響評価」

(ウ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、「建設部門」についての選択科目が「建設環境」

(エ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、「環境部門」についての選択科目が「環境影響評価」

イ 管理技術者は、平成23年度から令和7年度までの期間内に、自治体等（市町村、一部事務組合。以下、同じ）が事業主体として、発注又は発注予定のごみ処理施設（焼却施設（ストーカー式）に限る。以下、同じ）の設置（建替えを含む。）の事業を対象として、都道府県又は市町村が制定する環境影響

評価に関する条例の規定に基づき、京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年条例第44号）第17条の方法書、第25条の準備書及び第33条第3項の評価書に相当する図書の作成を元請の管理技術者として一貫して担当した業務実績（完了実績）を有すること。ただし、契約形態（一括・分割）は問わない（分割発注された場合は、方法書から評価書までの業務を受託し、完了していることを実績とする）。

ウ 照査技術者及び少なくとも1名の担当技術者は、平成23年度から令和7年度までの期間内に、自治体等が事業主体として、発注又は発注予定のごみ処理施設の設置（建替えを含む。）の事業を対象として、都道府県又は市町村が制定する環境影響評価に関する条例の規定に基づき、京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年条例第44号）第17条の方法書、第25条の準備書及び第33条第3項の評価書に相当する図書の作成を元請の技術者として一貫して担当した業務実績（完了実績）を有すること。ただし、契約形態（一括・分割）は問わない（分割発注された場合は、方法書から評価書までの業務を受託し、完了していることを実績とする）。

(6) 管理技術者、照査技術者は兼ねることができない。

### 3 提案書類の提出

#### (1) 提案書類

受託希望者は、次のア～オについて、それぞれ正本1部、副本6部の合計7部を提出すること。カ～クについては1部提出すること。

なお、契約の締結までに掛かる全ての費用については、受託希望者の負担とする。

#### ア 企画提案書

「(様式) 企画提案書」に記載し、提出すること。提案内容を補足するための参考資料を添付してもよい(様式は任意)。

なお、記載された業務実績等について疑義が生じた場合は、追加資料を求めることがあるので、その際は本市の指示に従うこと。

※ 本提案はあくまで受託者を選定するために用いるものであり、本市として必ずしも提案のすべてを採用するものではない。詳細については契約後に本市担当者と協議すること。

#### イ 見積書

アの内容に基づく見積書を作成し、提出すること(様式4)。ただし、契約上限額は236,086,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、本業務は令和12年度までの債務負担行為を設定しているため、各年度の支払い限度額は下記のとおりである。

<各年度の支払い限度額> (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和8年度： 23,556,000円

令和9年度： 38,747,000円

令和10年度： 105,642,000円

令和11年度： 59,731,000円

令和12年度： 8,410,000円

※提出された見積金額が契約上限額を超える提案は失格とする。

ウ 企業の資格等（様式1）

エ 業務実施体制及び業務実施者数（様式2）

オ 配置予定技術者の資格等（様式3-1、様式3-2、様式3-3）

カ 本市の競争入札参加資格を証明する書類（本市の有資格者名簿に登録がない場合のみ）

本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書（国税等） ※1
- ・ 納税証明書（京都市税） ※1 ※4
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※2 ※4
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式） ※3

※1 申請日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1, 2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

1 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/0704/sanka0704.htm>

2 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

※4 納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

キ SDGsに資する取組に関する資料（様式4）

SDGsに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証を受けている者は、それを証する書類の写しを提出すること。

ク その他資料

その他、上記以外に必要な資料等がある場合は、提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと）。

(3) 提出期間

令和8年6月19日（金）の午後5時30分まで（必着）。

(4) 提出先

「8 問合せ先及び提出先」に提出すること。

(5) その他

- ・ 仕様書「5 留意事項(5)に示す資料の提供については、参考資料交付申込書（様式5）の提出を受けて、個別に配布する。
- ・ 本市提供資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ・ 提案書類については、本業務の受託候補者選定のためだけに使用し、他の目的には使用しない。
- ・ 提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- ・ 提案書類は返却しない。

- ・ 提案書類に虚偽の記載をした場合は提案自体を無効とする。
- ・ 使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- ・ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- ・ 計画地内を視察したい場合はあらかじめ、連絡のうえ、許可を得ること。
- ・ プロポーザル参加に要する一切の費用は受託希望者負担とする。

#### 4 参考資料の配布申込及び募集に関する質問、回答

##### (1) 参考資料の配布申込

###### ア 申込方法

本業務に関する参考資料の交付を希望する場合は、「8 問合せ先及び提出先」宛に、企業名、担当者名、連絡先、質問事項等を記載し、電子メールにより「参考資料交付申込書（様式5）」を提出すること。

###### イ 申込期限

「7 スケジュール」のとおり（必着）

###### ウ 留意事項

- (ア) 電子メール送信時の件名は、「(資料申込)京都市次期クリーンセンター整備事業に係る計画段階環境配慮及び環境影響評価業務委託」とすること。
- (イ) 申込書の不着に関する責任は応募者に帰属する。提出後は、必ず担当部署へ到達確認すること。

##### (2) 募集に関する質問

###### ア 質問方法

本要項等に関する質問については、「8 問合せ先及び提出先」宛に企業名、担当者名、連絡先、質問事項等を記載し、電子メールにより質問書（様式は自由）を提出すること。

###### イ 質問受付期限

「7 スケジュール」のとおり（必着）

###### ウ 質問及び回答の公表

質問及び回答は、本市のホームページにおいて令和8年6月12日（金）までに掲載する。なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

(掲載先URL)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

###### エ 質問に係わる留意事項

- (ア) 電子メール送信時の件名は、「(質問)京都市次期クリーンセンター整備事業に係る計画段階環境配慮及び環境影響評価業務委託」とすること。
- (イ) 質問書の不着に関する責任は応募者に帰属する。提出後は、必ず担当部署へ到達確認すること。
- (ウ) 選定方法に関する質問は受け付けない。
- (エ) 電話、口頭による質問及び受付期間外の質問は受け付けない。

## 5 受託候補者選定について

### (1) 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、以下の委員（別表）で構成される審査委員会を開催し、提案書の評価及び必要に応じて実施するヒアリングの内容を、各委員（別表）が評価基準に基づき採点した総合計点が、本市が設定した最低基準（満点の6割）を上回った者のうち、最大となる者を受託候補者として選定する。ただし、受託希望者が1者の場合にあっては、最低基準を上回ることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断し、受託候補者を選定する。

また、評価点の総合計が最大となる者が2者以上となった場合においては、見積金額が最も低い者を選定することとし、見積金額も同額である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。

なお、ヒアリングを開催する場合、日時、場所、方法等について、委員長から別途通知する。

#### 別表

環境政策局 適正処理施設部長
環境政策局 適正処理施設部 事業推進担当部長
環境政策局 適正処理施設部 施設管理課長
環境政策局 環境企画部 環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長
環境政策局 環境企画部 環境保全創造課長

### (2) 決定

本市は、審査委員会の結果に基づき、受託候補者を決定する。

受託候補者が次のいずれかに該当した場合は失格とし、新たな受託候補者については、審査点が高い順に本市と協議を行ったうえで決定する。

ア 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する参加資格要件のうち、いずれか一つを喪失した場合

イ 提出書類の内容に虚偽があった場合

ウ 受託候補者選定に影響を与える不誠実な行為があった場合

エ その他、市長が応募資格を有することが不適當であると認めた場合

### (3) 評価基準

別紙「評価基準」による。

### (4) 選定結果の通知

選定結果については、受託候補者の選定後、全ての受託希望者に対して速やかに書面で通知する。

### (5) 選定結果等の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

## 6 契約に関する基本的事項

受託候補者の提案内容及び業務の計画に基づき、受託候補者と協議のうえ、本市が契約用仕様書を作成する。契約は、当該仕様書に基づき、次の(1)～(3)のとおり、本市が契約書を作成し、受託候補者と契約を締結する。

### (1) 契約内容

提案書類、ヒアリング時の説明内容及び本市が作成する契約用仕様書に基づき決定する。

### (2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和12年7月31日（水）まで

### (3) その他

- ・ 受託候補者が本市の作成した契約用仕様書に合意できない場合は、審査の結果、次に順位の高かった者と協議を行い合意に達したときは、その者と契約するものとし、その者とも合意に達しない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行う。
- ・ 本要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びに本要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

## 7 スケジュール

日程	実施内容
令和 8 年 5 月 2 9 日 (金)	募集の公告
令和 8 年 5 月 2 9 日 (金) ~ 6 月 1 2 日 (金)	参考資料の交付
令和 8 年 6 月 5 日 (金) 午後 5 時まで	質問の受付期限
令和 8 年 6 月 1 2 日 (金)	質問に対する回答掲載期限
令和 8 年 6 月 1 9 日 (金) 午後 5 時まで	提案書類の提出期限
令和 8 年 7 月上旬	書面審査又はヒアリング
令和 8 年 7 月下旬	選定結果の通知及び公表
令和 8 年 7 月下旬	業務委託契約
令和 12 年 7 月 3 1 日 (水)	履行期限

## 8 問合せ先及び提出先

京都市環境政策局適正処理施設部施設整備課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL : 075-222-3972

E-mail : shisetsuseibi@city.kyoto.lg.jp